

松 山 大 学 論 集
第 24 卷 第 5 号 抜 刷
2 0 1 2 年 12 月 発 行

会計基準の多元化と中小企業の会計

原 田 満 範

会計基準の多元化と中小企業の会計

原 田 満 範

1. はじめに

わが国の現行会計制度は、昭和24年7月9日、経済安定本部企業会計制度対策調査会の中間報告として公表された企業会計原則を嚆矢として発達してきた。企業会計原則は、その前文で述べられているように、①すべての企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準であり、②財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準であり、③商法、税法、物価統制令等に企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものとして位置づけられている。

事実、わが国の企業会計制度は、商法、税法および金融商品取引法（旧証券取引法）とのトライアングル体制のもと、企業会計原則を基軸として相互に影響しあいながら発達してきた。

本稿は、企業の大多数を占める中小企業に視座をおきながら、わが国の会計制度の変容を跡づけるものである。

2. 企業会計原則と商法の歩み寄り

企業会計原則の思考が本格的に商法に取り入れられたのは昭和37年の商法改正であった。そこでは、資産評価が時価主義（あるいは時価以下主義）から取得原価主義へと転換された。

また、発生主義会計の典型的な項目である繰延資産の範囲が拡大されるとともに、引当金に関する規定が新設された¹⁾。この改正によって、商法の計理体系

は財産法から損益法へと大きく舵をきることになった。

しかし、歩み寄りには、商法からだけでなく、企業会計原則からもなされた。それが昭和38年の企業会計原則の一部修正である。そこでは、①臨時巨額の損失の企業会計原則の本文から削除、②棚卸資産の強制低価法の適用、③剰余金計算書からの資本剰余金計算書の区分の削除：剰余金計算書の利益剰余金計算書への読みかえがなされた。

臨時巨額の損失の繰延資産からの削除は、損失には財産性がないという商法の財産概念を受け入れたものであり、棚卸資産の著しい価格下落の評価損の強制計上は商法の評価理念を受け入れたものと解することができる。また、剰余金計算書に記載する内容と様式の変更は商法に合わせた結果である。

このように、昭和37年の商法の改正と昭和38年の企業会計原則の修正によって会計制度の統一が進むことになった。

3. 監査の一元化に向けた調整

昭和30年代、わが国の経済は急速な成長をとげたが、景気循環の波の中で昭和30年代後半から40年代の初期にかけて不況が到来し、多くの企業が苦境におちいった。そうした中、粉飾決算が続発した²⁾

昭和44年、商法と証券取引法との会計基準を一致させて監査の強化をはかるために「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「監査特例法」という。）が制定されるのを見越して、企業会計原則の修正が行われた。

- 公正妥当な会計処理方法相互間の変更の容認
- 包括主義損益計算書の採用
- 特定引当金（利益留保性引当金）の容認
- 繰延資産の例示列举から7項目の限定列举への変更

なお、監査特例法が制定された昭和49年には、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニツイテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌シナケレバナラナイ。」(32条2項)という包括規定が商法に設けられ、商法会計と企業会計原則とを共通のブ

ラットフォームで行うための法整備がなされた。

さらに、昭和49年には、企業会計原則の一部修正では、「正当な理由によって、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを当該財務諸表に注記しなければならない。」という継続性原則に関する規定が復活した。

こうした措置によって、証券取引法監査と商法特例法監査との一元化をはかるため、会計基準の統一が進んだ。

なお、昭和57年、企業会計原則の修正（以下「57年修正版」という。）が行われ、そこでは①減価償却引当金を減価償却累計額に改めることと②負債性引当金の計上範囲を「特定の費用（又は収益の控除）たる支出」から「特定の費用又は損失」への変更などが行われた。

この57年修正版が現行企業会計原則であり、企業の規模や形態にかかわらず、すべての企業が従う一般会計基準として位置づけられる。

4. 企業会計原則と税法との調整

企業会計原則が設定された翌年の昭和25年、法人税法の抜本的な改正が行われた。その主柱となったのが「シャウプ勧告」であり、これによってわが国税制の近代化が始まったといわれる³⁾。

シャウプ勧告では、棚卸資産の評価方法、減価償却費、貸倒準備金等の課税所得計算に関する一連の規定の整備に加えて、青色申告制度の導入が提言された。青色申告制度は、一定の要件を満たす帳簿書類を備え付けた法人・個人には、特典を与えて、正確な会計帳簿の作成とそれに基づく適正な申告納税を奨励する制度であり、わが国の企業会計に与えてきた影響は大きい。

こうした中、昭和27年、企業会計審議会・小委員会から「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」が公表され、税法においても、債権債務確定主義ではなく、発生主義によって収益（益金）および費用（損金）を計上することを求めた。それに応えて、昭和27年の税制改正では、発生主義適用の典型的な項目である退職給与引当金等、各種引当金の損金算入を認めることになった。

さらに、昭和40年の法人税法改正では、「当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。」(法人税法第22条4項)という条項が設けられ、企業会計と税法との間の調和がはかられた。

5. 企業会計原則と税法との間隙拡大

企業会計原則と法人税法との調和関係が崩壊する時期がおとずれる。その端緒になったのが財政の悪化と会計ビッグバンである。こうした状況を踏まえ、平成8年度、政府税制調査会は「法人課税小委員会の報告書」を公表した。そこでの論点は次のとおりである(6.(1))。

- 国際的な会計基準のコンバージェンスが進む中で、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの比重が移ってきている。
- 資産負債アプローチでは見積もりの要素が増え、また、長期の潜在的な債務を財務諸表に計上しなければならなくなる。
- 情報開示のための企業会計上の要請と、公平性、明確性という課税上の要請には違いがあるので、税制が企業会計上の処理に合わせることには限界がある。

なお、この背景には、法人税率を引き下げて、税の国際競争力を維持しながらも、一定の税収は確保するという命題があった。それが税率引下げと課税ベースの拡大による「税収の中立性」の確保である。

そこでは、公正・中立で透明性の高い税制を構築するための具体的な施策として次のことが指摘された。

- 費用または収益の計上時期の適正化
- 保守的会計処理の抑制
- 会計処理の選択の抑制・統一
- 債務確定主義の徹底
- 経費概念の厳格化

- 租税特別措置法の整理・合理化
- 国際課税の整備

こうした指摘にしたがって、さまざまな改正が行われたが、その多くは収益の前倒計上や費用・損失の繰延計上による課税所得の前転をもたらすものであった。その代表的なものが長期大規模工事の工事進行基準による収益認識(法64条1項)と引当金の廃止・圧縮である。

引当金は、発生主義会計の典型的なものであり、前述したように、昭和27年以降、その範囲が拡充され、企業会計原則との調和がはかられてきた項目であったが、税収の中立性を確保するために、廃止または圧縮された。ちなみに、平成10年度税制改正では賞与引当金、特別修繕引当金、製品保証引当金が、そして平成14年度税制改正では退職給与引当金が廃止された。貸倒引当金については、平成23年度税制改正において、金融機関を除く大企業では廃止され、中小企業においても、その繰入率が変更された。

このように、発生主義会計は、債権債務確定主義の徹底によって、法人税法からフェイドアウトしつつある。これは、半世紀を超える期間を通して育まれていた関係を振りだしに戻し、両者の間隙を拡大する結果を招き税法に依存しがちな中小企業の財務諸表にも歪みをもたらす危険性をはらんでいる。

6. 会計観の転換と会計基準の分化

近年、企業会計に衝撃的な影響を与えたエポックが会計ビッグバンであり、会計基準の世界統一の流れの中で、国際会計基準に沿った会計基準（以下「企業会計基準」という。）がわが国においても設定されている。この企業会計基準は従来の基準とは異なり、次のようなパラダイムによっている。

- 取得原価主義から時価主義への転換。ここでの時価は、資産・負債に内在する将来キャッシュフローの現在価値として観念され、そこには時間の要素や見積が多く介在し、その測定・評価には高度な知識と判断を必要とする。

- 個別決算から連結決算への重点移動。連結の範囲については、形式的持分基準に加えて、実質的支配力・影響力基準が導入され、連結の範囲が直接の資本関係だけでなく、人事関係や財務関係等によっても広がることになる。
- キャッシュフローの重視。時価会計への転換にともない、損益計算書および貸借対照表に加えて、キャッシュフロー計算書を基本財務諸表に組み込む。

企業会計基準は企業会計基準委員会（ASBJ）で設定されており、それがそれまでの会計基準、たとえば企業会計原則 57 年版と大きく異なるところは、時価で評価する資産負債の範囲が拡大したことと、当期純利益に代えて包括利益を計算することである。

会社法では、株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って（第 431 条）、適時に正確な会計帳簿（第 432 条）および計算書類（第 435 条）を作成しなければならない。しかしながら、「一般公正妥当と認められる会計慣行はなにか」必ずしも明確ではなかった。

会社法が制定された当初から、企業会計審議会による企業会計原則と企業会計基準委員会による会計基準（以下「企業会計基準」という。）が併存していた。企業会計原則は昭和 57 年以降修正されておらず、社会・経済状況の変化に対応しきれていないところがある。これに対し、企業会計基準では、国際会計基準のコンバージェンスという課題のなかで、頻繁な修正と新たな基準の公表が行われている。

上場会社や大会社は企業会計基準の適用が求められているが、それ以外の会社においては、企業会計原則によるのか、企業会計基準によるのか、それとも第三の会計基準によるのか明確ではなく、ある種の混乱と戸惑いがあった。

7. 中小企業と中小会計指針の公表

国際会計基準のコンバージェンスの動きを踏まえ、平成 14 年には、中小企

業庁から「中小企業の会計に関する研究会報告書」が、日本税理士連合会から「中小会社会計基準」が、そして翌15年には日本公認会計士協会から「中小企業のあり方に関する報告書」が公表された。そして、平成17年、これら3つの報告を統合するものとして、日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会から、「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小会計指針」という。）が共同して公表された。

この中小会計指針は、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきであるという考え方に基づいてはいるが、中小会計指針が、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合認められている。

ところで、会計には、利害調整機と情報提供機との2つの機能があるが、中小会計指針は、利害調整をより大きな役割として求めながらも、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も認め、情報提供の役割にも大きな期待を寄せている。

前述したように、中小会計指針は、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである」というシングルスタンダードの考え方に基づいている。したがって、上場会社や大会社等に適用される会計基準が制定されたり、修正されると、改正することが必要になる。現に、中小会計指針は、平成17年の公表以来平成23年まで毎年改正されている。こうした改正に対応することは、中小企業の会計処理能力を超えることが多く、会計処理の現場に過大な負担を強いることになる。

また、中小会計指針は、国際会計基準のコンバージェンスの影響を受けた「大企業向けの会計基準」から出発し、それを簡素化して作成されたトップダウン・アプローチによるものであり、その内容はかなり高度なものが含まれており、中小企業処理能力と経営者の理解を超えていることが多い。その結果、その普及は期待されたほど進んでいないのが実情である。そこで、こうした課

題を解決するために公表されたのが「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）である。

8. 中小会計指針と中小会計要領の棲み分け

中小会計要領は、中小会計指針と比べてさらに簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ作成されたものであり、それは次の考えに立っている。

- 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税法の調和を図った上で、会計計算規則に準拠した会計
- 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

要するに、中小会計要領は、中小企業経営者の理解可能性、利害関係者への情報提供、法人税法・会社法との調和、会計処理コストの軽減をフレームワークとしており、中小企業の実態を重視したボトム・アップ・アプローチによる会計基準としての特徴をもっている⁴⁾。

また、中小会計要領は、企業会計原則・一般原則の考え方を継承し、真实性の原則、資本取引と損益取引の区分の原則、明瞭性の原則、保守主義の原則、単一性の原則、そして重要性の原則に留意することの必要性を説いている（9. 利用上の留意事項）。この意味では、中小会計要領は中小企業版・企業会計原則といえることができる。

ところで、中小会計指針と中小会計要領とは、中小企業の会計を対象にしなから、作成の方法論（演繹アプローチと帰納アプローチ）も違えば、損益計算

の論理（資産負債アプローチと収益費用アプローチ）も異なる。両者の相違の主なものは次のとおりである⁵⁾。

会計指針と会計要領との取扱いの相違

| 項 目 | 会 計 指 針 | 会 計 要 領 |
|--------------|---------------|----------------|
| ① 資産・負債の会計処理 | 記載なし | 記載あり |
| ② 税効果会計 | 記載あり | 記載なし |
| ③ 組織再編の会計 | 記載あり | 記載なし |
| ④ デリバティブの評価 | 時価評価 | 記載なし |
| ⑤ 棚卸資産の評価 | 低価評価の強制 | 低価評価の選択 |
| ⑥ 研究開発費 | 即時償却 | 規定なし |
| ⑦ 外貨建取引等 | 決算時の為替相場による換算 | 取得時の為替相場による換算可 |
| ⑧ リース取引 | 売買取引に係る方法 | 賃貸取引に係る方法 |
| ⑨ 工事契約 | 工事進行基準の強制 | 規定なし |
| ⑩ 減価償却 | 規則的償却の強制 | 相当の減価償却 |

両者の違いで特徴的なことは、まず、資産、負債の基本的な会計処理について、中小会計指針には記載がないが、中小会計要領では、資産は取得価額によって、また負債は債務額で貸借対照表に計上することを原則とすることを再確認していることである。

次に、中小会計指針が求めている税効果会計から工事契約にいたる8項目について、中小会計要領は、中小企業の処理能力を勘案してより簡便的な方法を適用することを認めている。

なお、中小会計要領では、金融証券取引法における一般に公正妥当と認められている企業会計の基準（以下「企業会計基準」という。）や中小会計指針に基づいて計算書類を作成することを妨げるものではないとしている（3. 企業会計基準、中小会計指針の利用）。この意味では、中小会計要領は、中小企業会計のミニマムを定めているものと解することができる。

9. 減価償却の規則性と相当性

減価償却は発生主義会計の代表的な会計処理であり、また、減価償却資産をまったくもたない企業は稀であり、減価償却の取扱いが企業会計に与える影響はきわめて大きい。そこで、「中小会計指針」と「中小会計要領」とにおける減価償却の取扱いの違いを概観し、そのあり方について検討する。

「中小会計指針」では、「有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して適用し、みだりに変更してはならない。」また「減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。」とされている。

これに対し、「中小会計要領」では、「有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価償却を行い、固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。」とされ、その解説においては、「相当の減価償却」については「一般的に（○点・は筆者）、耐用年数にわたって、每期、規則的に減価償却を行うことが考えられます。」とされている。

このように、「中小会計指針」と「中小会計要領」とでは、規則的な減価償却に対するスタンスがやや異なる。「中小会計指針」が減価償却の規則性と継続性を強く求めているのに対して、「中小会計要領」は「相当の減価償却」という用語を用いて、規則的減価償却を行うことが一般的としながらも、「相当性のあるその他の減価償却」の余地を残している。

「相当性のあるその他の減価償却とはなにか」についての定説はまだ確立されていないが、「中小会計要領」が中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規定に準拠した会計を志向していることを考えれば（I. 総論1. 目的(2)）、「相当性のあるその他の減価償却」の有力な候補として法人税法上の減価償却が浮上する。

周知のように、法人税法上、損金に算入される減価償却費の金額は、内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額のうち、…(中略)…、政令で定める償却の方法の中からその内国法人が当該資産について選定した償却の方法に基づき政令で定めるところにより計算した金額(「償却限度額」という。)に達するまでの金額とされている(法31条1項)。要するに、法人税法は、当該事業年度に損金経理するか否か、その金額をいくらにするかは法人の意思に任せており、損金に算入することのできる金額の上限を定めているにすぎない。このことから、法人税法上の減価償却はしばしば「限度内任意償却」といわれる。

こうした法人税法上の減価償却が「相当性のあるその他の減価償却」に該当するかどうかについては、現在、①経営状況によって償却を任意に行うようなことは、相当性が認められる余地はなく、法人税法において、各事業年度の償却限度額の範囲内であれば、任意に償却を行うことが可能となっていることとは異なっているという見解⁶⁾と②合理的な根拠があれば、「規則的な減価償却」とは異なる方法も認められるとして、法人税法上の減価償却の相当性を示唆する見解とがある⁷⁾。この見解は、平成14年に中小企業庁の報告書に対する解釈として述べられたものであり、それが平成24年の中小会計要領の解釈として当てはまるかどうかは定かではない。

法人税法上の減価償却を容認する見解は、次のように述べて、その合理的な根拠を経営者の管理責任に求める⁸⁾。

大会社と同様に、中小企業に対しても、「相当の償却」を規則的償却の意味に解し、每期必ず計上すべきものとして強制することは、税法において損失打切りにかかる制度(欠損金の繰越控除制度)が存在するかぎり、適当でない。その理由は、減価償却費は、管理会計的(内部的)には、繰延可能費としての性格をもっており、しかも、欠損金の繰越控除には年限(現行9年以内)があるにもかかわらず、減価償却費の計上を強行すれば、経営者は管理責任が問われ、場合によっては、企業に損害を与えたという形での損害賠償の民事責任が

生ずる可能性があるからである。

この見解にはやや無理があるように思われる。なぜなら、節税の機会をみすみす見逃すことによる経営者の管理責任は企業規模の大小に依存しないと考えられるからである。

また、経営者には会社法・会社計算規則に準拠して計算書類を作成する責務があり、償却すべき資産については、…(中略)…、相当の償却をしなければならない(規則第5条)。また、「相当の償却」の内容は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他企業会計の慣行をしん酌して判断することとされているので(規則第3条)、会計学上の正規の減価償却=計画的・規則的償却が商法上の「相当の償却」を意味するものと解さる⁹⁾。

したがって、規則的償却に満たない減価償却費を計上した計算書類を作成した場合には、いわゆる粉飾の責任を負うことになるばかりでなく、そうした計算書類によって配当を行った場合には違法配当の可能性さえ生じる。これは厳に避けなければならない。

こうしたことを考えれば、法人税法上の「限度内任意償却」を容認する背景には、経営者の管理責任の回避というよりは、節税のために償却前利益の存在等、その時々経営状況によって減価償却費の計上金額を決定している中小企業の実務慣行を追認しているように思われる。しかし、それが中小企業の健全な発展に資するかどうかは疑問である。

ところで、減価償却には、①費用計上による経営成績の測定、②固定資産の帳簿価額の表示、③キャッシュフロー増加要因の明示、④損金計上による租税負担の減少等の機能があり、規則的償却の強制には租税負担軽減の機会を奪う可能性があることは確かである。しかし、その半面、規則的償却を行わなければ、損益計算書および貸借対照表等の財務諸表の適正表示を大きく損なわせることになる。こうした適正表示を欠いた財務諸表は「自社の経営状況の把握に役立つ会計」とは言い難く、また、こうした「相当の償却」の解釈は、「要領」が目指している「税務のための会計」から「経営に役立つ会計」への転換¹⁰⁾に

逆行しているように思われる。

10. 規則的な減価償却と償却不足の措置

「相当の償却」を税法の定める「限度内任意償却」と解して、「規則的償却」に満たない減価償却しかなかった場合の開示の問題を解消する措置としては、①償却不足を注記によって開示する注記方式と②法人税申告書で調整する申告調整方式とが考えられる。

前者、注記方式では、次の項目を開示することによって、財務諸表（計算書類）の適正性を担保することになる¹⁾

- ① 各期における減価償却費が規則的償却に満たない金額（償却不足額）
- ② 償却不足額の累計額
- ③ 規則的償却をした場合の簿価

こうした注記によって、確かに、償却不足による財務諸表への影響額は開示され、損益計算書および貸借対照表の組み替えや読み替えによって、適正な財務情報を入手することはできる。しかし、それは、会計知識が乏しい中小企業の経営者が容易にかつ正確に理解できるとはかぎらず、誤解を招くことも十分考えられる。

欠損金の繰越控除に期間制限があることが、規則的償却を行わない一つの大きな原因となっている。税法の定める「限度内任意償却」のもとで償却不足額の償却が次年度以降に認められることにより、減価償却費の損金算入期間は、最大限、当該減価償却資産の処分後プラス欠損金の繰越控除期間にわたって延長される可能性がある。しかし、こうした会計処理は、減価償却費の損金算入による租税負担控除の可能性を残すことにはなるが、前述したように、財務諸表の開示を歪めることにもなる。

そこで、財務諸表の適正表示を求める企業会計上の要請と税負担の軽減を求める税務上の要請とを調和させる方法が申告調整方式である。そこでは、企業会計上はあくまでも規則的償却を行い、税務上は損金経理した規則的償却の一

部（節税のための償却不足に相当する金額）を自己否認して申告調整において課税所得に加算し、当該減価償却資産の処分年度までの期間に認容減算する。

この申告調整方式は、現行税法では認められるかどうか定かではないが、自己否認と次年度以降における認容による申告調整こそが企業会計における損益計算と法人税法における課税所得計算との適正性・適法性を担保することになるので、この方式を認めるべきものとする。なお、この申告調整方式と償却不足の注記方式とは同じ税効果をもつ。したがって、両方式の税収に与える影響も中立である。そうであれば、申告調整方式を採択し、企業会計の主体性を維持することが望まれる。

11. お わ り に

近年、大会社・中小会社、公開会社・非公開会社といった企業の多層化の中で、会計基準は多元化の道を歩んでおり、企業会計原則（企業会計審議会）、企業会計基準（企業会計基準委員会）、中小会計指針（日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会）および中小会計要領（中小企業の会計に関する検討会）の4会計基準が併存している。

これは、企業規模や会計処理能力、さらには目的に応じた財務諸表（あるいは計算書類）の利活用の実をあげるためには必要なことである。とはいえ、中小企業にとっては、どの会計基準によるべきか判断に苦しむところである。整理統合が待たれるところでもある。

注

- 1) この287条ノ2に規定する引当金には、企業会計原則等が定める本来の引当金（負債性引当金）に加えて、利益留保性引当金（「特定引当金」）も含まれるという解釈が実務に定着した。居林次雄『新商法と監査制度』、税務研究会出版局、昭和37年11月、169ページ、参照。
- 2) 当時の粉飾決算の状況については、次の文献において詳細に述べられている。日本経済新聞証券部（編）『粉飾決算』、日本経済新聞社、昭和41年6月。日本公認会計士協会東

- 京会（編）『粉飾決算』，第一法規，昭和 49 年 3 月。
- 3) 金子宏，「シャープ勧告の歴史的意義」，『租税法研究』第 28 号，1 ページ。
 - 4) 河崎照行・万代勝信【編著】，『詳解中小会計の中小会計要領』，平成 24 年 10 月，14 ページ，参照。
 - 5) 万代勝信，『『中小会計要領』と『中小会計要領』の棲み分けの必要性』，『企業会計』，平成 24 年 10 月，37-39 ページ，参照。
 - 6) 河崎照行・万代勝信【編著】，前掲書，154 ページ，参照。
 - 7) 河崎照行，『『中小企業要領』の全体像と課題』，『企業会計』，2012 年 10 月，28 ページ。
 - 8) 武田隆二【編著】，『中小会社の会計』，中央経済社，平成 15 年 4 月，253-254 ページ，参照。
 - 9) 武田隆二，『最新財務諸表論 第 11 版』，中央経済社，平成 20 年，398 ページ。
 - 10) 岡村正，「中小企業の成長に果たす「会計」の役割」，『季刊会計基準』，平成 24 年 9 月，38 巻，5 ページ，参照。
 - 11) 武田隆二【編著】，前掲書，254 ページ，参照。